

# 仕 様 書

## 1. 件名

分光蛍光光度計

## 2. 研究の概要

産業技術総合研究所 機能化学研究部門では、化学材料（特に、樹脂・ゴム・バイオ系材料など）を適材適所で使いこなすため、精密構造解析・特性評価・標準化等に関わる材料診断技術の開発を行っている。

## 3. 装置の概要

本装置は、化学材料の精密構造解析・特性評価・標準化等に関わる材料診断技術の開発において、分析サンプルに励起光を照射し、励起された際に発生する蛍光を測定することで、スペクトルや蛍光の強度から試料の定性および定量分析を行うための装置である。

## 4. 装置の基本構成

- (1) 分光蛍光光度計本体
- (2) ペルチェセルホルダー
- (3) 装置制御部

## 5. 基本構成別仕様

### 5.1 分光蛍光光度計本体

- (1) 光源は 150W 以上のキセノンランプ（長寿命タイプ）を備えていること。
- (2) 自動で高次光カットするフィルターを内蔵していること。
- (3) 測定できる波長範囲は 200～850nm の範囲を含むこと。
- (4) 感度は P-P (Peak to Peak) で S/N 350 以上、RMS (Root Mean Square) で S/N 1400 以上であること。
- (5) 検出感度を自動で調整する機能を備えていること。
- (6) 検出器には光電子増倍管を備えていること。
- (7) 励起光照射方式は水平方式であること。
- (8) スペクトルバンド幅は最小 1nm から設定可能であること。
- (9) 波長正確さは  $\pm 1.0$  nm 以内であること。
- (10) スペクトル分解能は 546.1nm で 1.0nm より高分解であること。

- (1 1) 試料室には 10nm 角型セルホルダーが搭載されており、窒素パージ機能が備えられていること。
- (1 2) 付属品の自動認識機構が搭載されており、測定データに付属品情報が添付できること。
- (1 3) 日常点検プログラムが搭載されていること。
- (1 4) 5mm×5mm のマイクロ石英セルと、これを使用できるジャケットを搭載していること。
- (1 5) スペクトル補正用光源（補正範囲：350～800 nm）を備えていること。
- (1 6) 200～600nm のスペクトル補正用にローダミン B 溶液と三角セルを備えていること。

## 5.2 ペルチェセルホルダー

- (1) 温度調節方式は、ペルチェ方式を採用していること。
- (2) 空冷式であること。
- (3) 温度設定範囲として、5～70℃（±0.1℃）の範囲を有していること。
- (4) セル内の温度を測定する為の、セル内センサーを備えていること。

## 5.3 装置制御部

- (1) 制御用 PC の OS は、Microsoft 社製 Windows 11 Pro 64bit 日本語版と同等以上の性能を有すると判断されること。
- (2) 制御用 PC の CPU は、Intel 社製 Core-i5 プロセッサと同等以上であること。
- (3) 制御用 PC の記憶媒体として SSD を搭載していること。
- (4) 制御用 PC のメモリは 8GB 以上であること。
- (5) モニタを付属し、19 インチ以上であること。
- (6) マウスおよびキーボードを付属すること。
- (7) 5.1 分光蛍光光度計を制御できるソフトウェアがインストールされていること。
- (8) 制御用ソフトウェアは、日本語、英語の言語に対応していること。

## 6. 支給品（貸与品）

なし

## 7. 特記事項

- (1) 装置の搬入、据付、調整は受注者が責任を持って行い、事前に搬入計画を

調達請求者に連絡すること。搬入、据付、調整に際し、建物および建物内の設備を損傷しないよう必要な養生等の措置を行うこと。作業時に産総研の設備等を損傷した場合は、受注者の責任により修復すること。

(2) サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

## 8. 出荷前検査

受注者は納入に先立って、自社の標準的な検査項目に準じて出荷前検査を実施し、その結果を性能試験成績書として、本装置の納入時に提出すること。

## 9. 納品確認試験

本装置を搬入、据付、調整の後、調達請求者の立会いのもと、仕様書を満たしていることを確認したうえで、装置が正常に作動することを確認し、その結果を納品確認試験成績書として提出すること。

## 10. 納入物品

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 蛍光分光光度計   | 一式             |
| (2) 取扱説明書     | 1部（紙媒体または電子媒体） |
| (3) 性能試験成績書   | 1部（紙媒体または電子媒体） |
| (4) 納品確認試験成績書 | 1部（紙媒体または電子媒体） |

※電子媒体の場合、原則として、USBメモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

## 11. 納入の完了

本装置は、「10. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

## 12. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年10月31日

納入場所：広島県東広島市鏡山3丁目11番32号

国立研究開発法人産業技術総合研究所 中国センター  
機能化学研究部門 研究本館2階 2409室

## 13. 付帯事項

- (1) 搬入・設置完了後の養生材、梱包材は受注者が引き取り、適正に処理すること。

- (2) 納入時には、本装置の安全操作及び一般的な保守について講習を行うこと。
- (3) 納入された製品における能力内の使用中に発生した納入の完了後 1 年以内の故障については、その修理、調整等責任をもって無償で行うこと。
- (4) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- (5) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

## サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

### 1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

### 2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

### 3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

### 4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。
- ②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

## 5. 受注者の業務責任者等

- ①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低限の範囲に限るものとする。
- ②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

## 6. 再委託

### 6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、6.2 に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

### 6.2 第三者への委託に係る要件

- ①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。
- ②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。
- ③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。
- ④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- ⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。
- ⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認(立入調査)を得ること。

## 7. その他

- ①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。
- ②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。